

長崎県新成長ものづくり産業事業拡大計画
平成30年度 認定申請 募集要項

応募受付期間	平成30年4月27日(金) ～ 平成31年2月28日(木)17時迄
応募書類の提出先	長崎県産業労働部 企業振興課 地場企業支援班 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL 095(895)2634 / FAX 095(895)2544
応募書類の提出方法	郵送又は持参

募集要項は、下記のホームページからダウンロードできますので、
ご利用ください。(長崎県 産業労働部 企業振興課ホームページ)
<http://www.pref.nagasaki.jp/section/kigyou-shinko/index.html>

1. 事業の目的

製造業を営む県内中堅企業等の企業間連携による事業拡大等に向けた自発的な取組を支援し、県外需要の獲得と県内ものづくり企業への波及効果の最大化を図ります。

2. 申請対象者

製造業又は機械設計業を営む、原則、県内に本社又は事業拠点を有する企業3社以上により構成されるグループ等。

ただし、企業として独立性が高く、競争力のある独自製品や加工技術・サービスを有するニッチトップ型企业については、この限りではありません。

グループ等とは、任意の団体であるか否かにかかわらず、複数企業の集合体をいいます。

3. 認定要件

下記5分野における自らの事業拡大等に向けた自発的な取組を通じ、県外需要の獲得と県内ものづくり企業への波及効果が見込める事業計画を、所定の様式により県に提案すること。

- (1) 造船・プラント関連 (2) 半導体関連 (3) 航空機関連
(4) 産業機械(ロボット等)関連 (5) 組込・IoT

当該計画は、今後5年間で付加価値額(決算に基づき算定した営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額)が20%以上増加する計画であること。

4. 認定期間

5年間

5. 認定を受けた企業に対する支援

認定を受けた企業に対して、次の助成制度等により支援します。

(ただし、別途、各年度ごとに申請等の手続きが必要となります。)

【長崎県新成長ものづくり産業生産性向上・拡大支援事業費補助金】

助成対象事業

知事が認定した事業計画に基づきグループ企業が実施する事業

対象経費は、次ページの「助成対象経費一覧」を参照のこと

助成率：2分の1以内

助成限度額：1グループ50,000千円(2年間)

但し、ニッチトップ型企业は、1企業5,000千円(1年間)

【 助成対象経費一覧 】

助 成 対 象 経 費 等
企業間連携活動を統括する者の活動業務時間に対応する人件費
新事業展開に直接使用する機械装置・工具器具（付帯費用を含む）の購入費
研究開発に直接従事する者の研究開発業務時間に対応する人件費
研究開発に直接使用する機械装置・工具器具（付帯費用を含む）、原材料、資材、消耗品の購入費
研究開発に係る外注加工、分析・検査等に要する経費
研究開発の遂行に必要な職員の旅費、宿泊料
研究開発の外部指導員への謝金、旅費、宿泊料
社内研修等の講師謝金、旅費、宿泊料
外部研修の受講に要する経費（受講料、旅費、宿泊料）
展示会・商談会出展に要する経費
商談相手企業の招聘に必要な旅費、宿泊料
認定事業に基づく営業スタッフの活動旅費、宿泊料
コンサルタント料及びコンサルタントの旅費、宿泊料
広告宣伝、パンフレット作成、ホームページ開発・運用経費
国内語学研修に要する経費（旅費、宿泊料、授業料等）
年度末までにビジネス中級程度の評価ができるものに限る。
海外留学に要する経費（渡航費（航空運賃、海外旅行保険料、パスポート・ビザ申請手数料）、滞在費（寮費、宿泊料、アパート等の賃借料）、研修費（入学金、授業料）等）
留学期間が6か月以上のもの限り、補助対象期間は1人につき1年間を限度とする。
外国人雇用に要する人件費
大学工学研究科（大学院）卒業程度の技術的知識を有した留学生等とし、補助対象期間は1人につき1年間を限度とする。
国際特許に要する経費（国際特許出願料等）
国内での外国人社員等に対する語学、技術等研修に要する経費（講師謝金、受講料、講師及び社員の旅費、宿泊料等）
その他事業計画の実施に必要と認められる経費

対象経費の2分の1を超えて外部委託するものは、助成の対象としない。

6 . 申請手続き等

(1) 認定申請書類提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3 - 1

長崎県産業労働部 企業振興課 地場企業支援班 (担当 : 志田、香月)

(2) 受付期間

平成30年4月27日(金)から平成31年2月28日(木)17時まで

< 持参の場合は土日祝日を除く >

予算を超えて応募があった場合は、その時点で募集を締め切らせていただくことがあります。

(3) 提出書類

認定申請書(様式第1号)

参加企業の概要(様式第2号)

事業計画書(様式第3号)

県税に未納がないことを証明する納税証明書又は申出書(様式第4号)

法人税、消費税及び地方消費税に未納税額のないことを証明する納税証明書又は申出書(同上)

法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

会社案内

以上のほか、必要に応じて追加資料等の提出をお願いすることがあります。

(4) 提出部数 各1部

書類は原則としてA4サイズで統一し、左上1箇所でクリップ止めしてください。(ホッチキス止めは不可)

ご提出いただいた書類は、原則返却いたしません。

(5) 採択方法

事業計画書について、認定審査会を実施の上決定します。(事前調査を実施する場合あり。)

認定の決定は、県から申請者あてに通知いたします。

(6) 計画認定グループ数 5グループ程度

7 . 公 表

認定された企業については、会社概要、事業計画、補助事業内容及び補助金額を公表する場合があります。

8 . その他

(1) 事業成果等の確認

認定後 5 年間の事業成果等の調査を行います。

事業成果等に関する県の調査に応じていただくことが認定の条件となりますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 県補助事業の経理

認定後に県補助金を申請する場合は、県補助金に係る収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後 5 年間保存しなければなりません。

例えば、平成 3 0 年度に完了した事業であれば、平成 3 5 年度末（平成 3 6 年 3 月 3 1 日）まで保存しなければなりません。

【お問い合わせ先】

長崎県産業労働部 企業振興課 地場企業支援班（担当：志田、香月）

〒 8 5 0 - 8 5 7 0 長崎市尾上町 3 - 1

TEL 0 9 5 (8 9 5) 2 6 3 4 FAX 0 9 5 (8 9 5) 2 5 4 4

Email: s05163@pref.nagasaki.lg.jp